

議事の手扱ひ等について

(案)

1. 議事要旨については、原則として次回会議までに作成し、公開する。
2. 本会議は、原則として公開する。
3. 配布資料は、原則として公開する。
4. 個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開とするかどうかについての判断は、座長に一任するものとする。